

第5次

魚津市行政改革大綱（案）

（平成27年度～平成31年度）

（平成27年3月）

魚 津 市

目 次

第 1 章	行政改革の必要性	1
1	これまでの行政改革の取組み	1
2	魚津市を取り巻く環境の変化と課題	5
3	さらなる行政改革の必要性	6
第 2 章	第 5 次行政改革大綱の位置付け	7
第 3 章	計画期間	7
第 4 章	基本方針と行政改革の具体的取組み	8
1	基本方針	8
2	重点項目と具体的取組み	9
第 5 章	行政改革の推進体制と進行管理	12
	<参考：用語説明>	13

第1章 行政改革の必要性

1 これまでの行政改革の取組み

本市では、市民サービスの向上や行財政経営の健全化等を目指し、平成8年度からの第1次行政改革大綱に取り組んで以降19年にわたり、行政改革大綱に基づき積極的に行政改革に取り組んできました。

この行政改革大綱に基づく取組みは、行政改革を一過性のものではなく、継続的に取り組むべき課題であるという考えで、これまで毎年度における実績や進捗状況等を検証しながら推進してきました。

H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
第1次行政改革大綱				第2次行政改革大綱				第3次行政改革大綱						第4次行政改革大綱					
								第3次行政改革大綱（改訂）											
								行政改革集中改革プラン						行政改革集中プラン					
								財政健全化計画						財政運営計画					
						定員適正化計画						定員管理計画							

平成22年度から平成26年度までを計画期間とする第4次行政改革大綱では、7つの重点項目を定め、行政改革を推進してきました。その取組状況と課題について、以下のとおり整理します。

◆1 行政サービスの向上

市民サービスの充実、利便性の向上を図るべく、窓口サービスの改善、市税等の納付しやすい環境整備の推進、職員の資質と接遇マナーの向上等に取り組みました。本庁舎1階各課への案内板の設置や、市税4税のコンビニエンスストア収納を開始するなど、一定の成果は得られたものと考えますが、市民アンケートによる「市役所窓口での待ち時間が以前より短くなったと思う人の割合」がここ数年50%程度で推移していることから、窓口での待ち時間短縮などに引き続き取り組んでいく必要があります。

◆2 行政の担うべき役割の見直し

民間手法を活かしたサービス水準の向上及び行政コストの削減を目指し、民間活力の積極的な活用や、外部委託や指定管理者制度^{*1} などといったアウトソーシング手法^{*2} の比較検討等に取り組みました。今後は、窓口業務等に外部委託を取り入れるなど、さらなる民間手法の活用に取り組んでいく必要があります。

このほか、公共施設の老朽化が徐々に進んできており、今後、次々と耐用年数を迎えるため、その建替えや修繕等に多額の費用が必要となるものと見込まれることから、公共施設の将来的なあり方の検討に重点的に取り組みました。検討にあたっては、民間有識者で構成される魚津市行政改革推進委員会から提出された「公共施設のあり方に関する提言

書」を念頭に置きながら、157施設について機能集約や廃止といった方針を決定し、平成26年7月に「魚津市公共施設再編方針」を策定・公表しました。今後は、公共施設再編方針に基づきながら施設の見直しを進めるとともに、維持していく施設については、計画的に修繕等を行っていく必要があります。

◆3 市民との協働による行政の推進

市民との協働によるまちづくりを推進していくためには、市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と行政がともに本市の現状を認識し課題を共有することが必要であることから、市民アンケートやタウンミーティングの実施、フェイスブック^{※3}による情報発信など、広聴機能の強化と積極的な情報提供に取り組みました。

また、市民自らが考え行動するまちづくりを目指し、平成23年9月に「魚津市自治基本条例^{※4}」を制定し、その実践に向けて、平成26年3月に「魚津市市民参画・協働指針^{※5}」を策定しました。

このほか、各地区におけるコミュニティ活動を通じた市民自治を実現するため、13地区中11地区において地域振興会が設立されました。

今後は、住民自治や市民参画・市民協働に対する市民全体の理解度が深まるよう努めるとともに、小学校の統廃合に伴い閉校となった小学校跡地を地区の拠点施設として活用を図っていく必要があります。

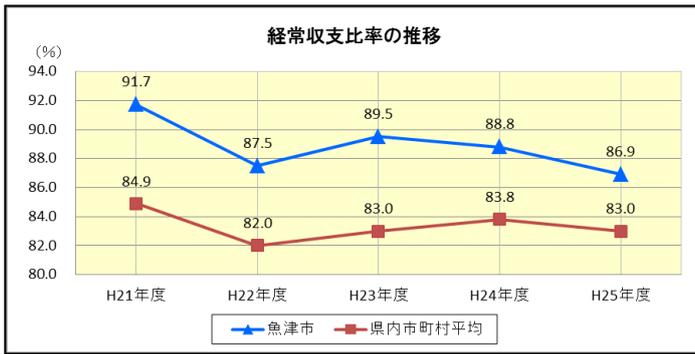
◆4 行政事務の効率化

情報通信技術（ICT）の利活用による市民満足度の高い行政サービスの提供と、効率的な電子市役所の実現を目指し、電子市役所の推進に取り組みました。図書のインターネット予約やe-TAX（地方税の電子申請）^{※6}を導入した結果、利用者数も年々増加していることから、一定の成果は得られたものと考えますが、今後は、導入ありきの考えではなく、費用対効果の面を考慮しながら慎重に判断していく必要があります。

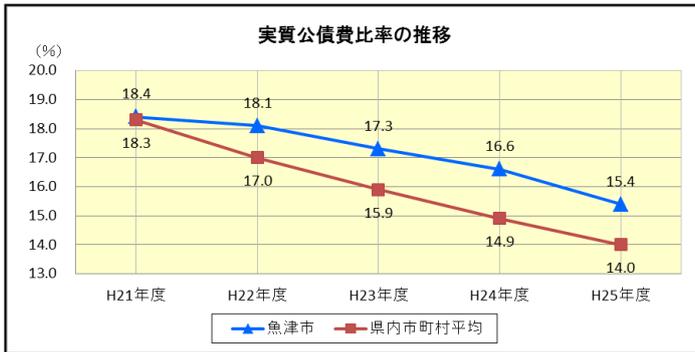
◆5 健全財政の堅持

厳しい財政状況のなか、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政見通しを踏まえた「魚津市財政運営計画」を作成するとともに、公債費負担の適正化や財政調整基金の積み増し、自主財源の確保等に取り組み、計画的な財政運営の推進を図りました。実質公債費比率や財政調整基金残高については、数値目標を上回っていることから、一定の成果は得られたものと考えますが、県内市町村平均を下回っているため、引き続き健全財政に向けて取り組んでいく必要があります。また、税の徴収率については、県内において低い水準であることから、今後、収納率向上に向けて取組みを強化していく必要があります。

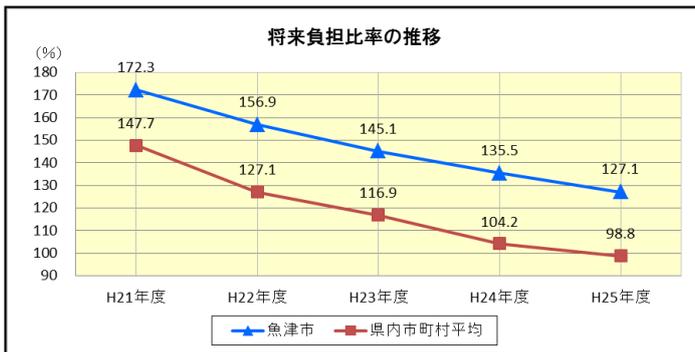
【魚津市における主要な財政指標の推移】



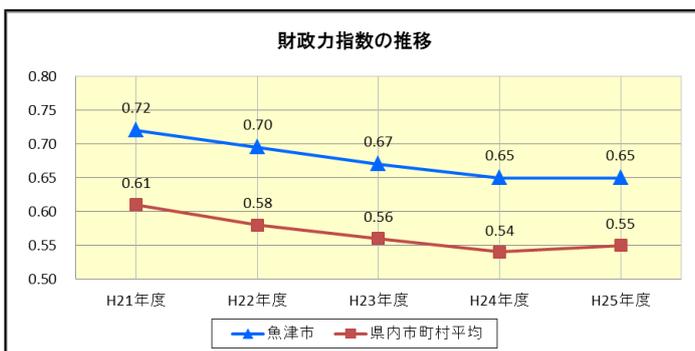
＜経常収支比率＞
 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するために用いられる指標。人件費・物件費・扶助費・公債費など毎年経常的に支出される経費（経常的経費）に対して充当される、地方税や地方交付税といった毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の割合。80%を超えると財政的に余裕がなくなりつつあるとされている。



＜実質公債費比率＞
 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、地方公共団体が公表することとされた健全化判断比率のうちのひとつ。
 ・早期健全化基準＝25.0%
 ・財政再生基準＝35.0%



＜将来負担比率＞
 公営企業、出資法人等を含めた一般会計等の実質的負債の標準財政規模に対する比率。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、地方公共団体が公表することとされた健全化判断比率のうちのひとつ。
 ・早期健全化基準＝350.0%
 ・財政再生基準＝なし



＜財政力指数＞
 地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値。この指数が高いほど財源に余裕があると言える。



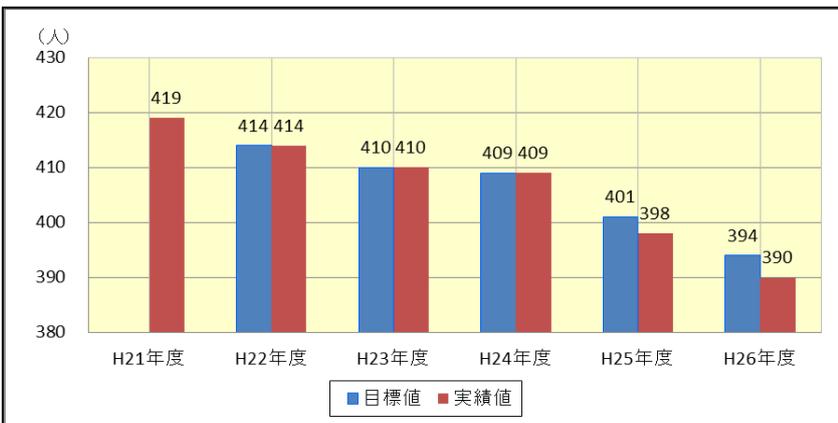
＜財政調整基金＞
 年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積み立てておくもので、地方公共団体の貯金のこと。

◆6 人事管理と資質の向上

平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする「魚津市定員管理計画」を作成し、適正な定員管理に努めました。平成26年度当初における本市職員数を394人以下とする目標を掲げ（※平成21年度当初実績419人）、定員管理を進めてきた結果、平成26年度4月1日の職員数は390人（※富山県東部消防組合への派遣職員を含む。）となりました。

また、全職員を対象として、個々の職員の勤務実績、職務遂行度及び能力を分析・評価し、人事管理に反映させる制度である人事考課制度を実施しました。この人事考課の結果を給与に反映させる査定昇給制度については、管理職のみを対象として平成23年12月から一時金への反映を実施していますが、今後は、全職員を対象とした査定昇給制度の本格実施に取り組んでいく必要があります。

【魚津市における職員数の目標値と実績値（毎年度4月1日現在）】



◆7 行政経営システムの構築

多様化・複雑化した課題に対してすばやい対応ができるよう、庁内横断的に連絡調整を行い、部局の枠組みにとらわれない柔軟な執行体制の実現に向けた取組みを進めました。全庁的な取組みが求められる少子化対策については、庁内有志によるプロジェクトチーム「こうのとりのこ」を設置し、具体的な事業を企画・立案のうえ、平成26年度に事業を実施しましたが、予算執行や事務決裁の面において横断的に事業を実施するにあたっての課題が浮かび上がってきたことから、スムーズな執行体制を構築することが今後の課題です。

また、目的と成果を重視したマネジメントの確立に向けて、総合計画^{※7}の進行管理・予算編成・行政評価^{※8}が連動した行政評価システムに基づく行財政経営の推進に取り組みました。本市における行政評価の取組みについては、平成18年度から事務事業評価を、平成19年度から施策評価を実施していますが、その評価結果を事業の見直しや施策の推進に反映するための仕組みが整っていなかったため、平成24年度から行政評価の結果を踏まえ、新年度の重点施策を決定するとともに、全ての施策について新年度の方針を行政経営方針で示すなど、行政評価システムを活かした行財政経営を進めることとしました。今後さらに行政評価システムが有効に活用されるよう、行政評価と予算編成を連動させていくことが大きな課題です。

2 魚津市を取り巻く環境の変化と課題

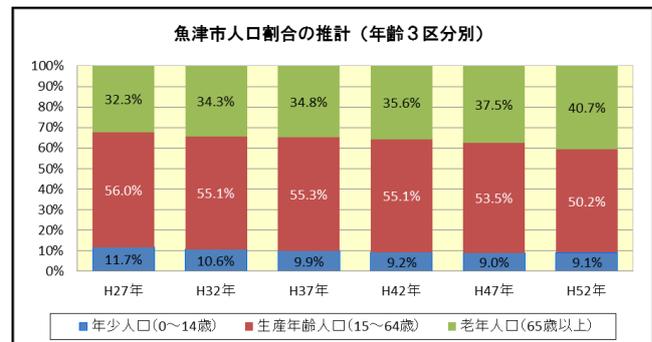
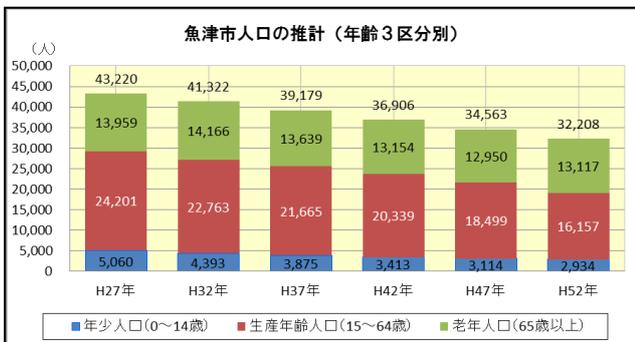
本市の人口は、昭和60年以降、出生率の低下などの影響により人口減少が続いている状況にあります。今後は、特に年少人口（0歳～14歳）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が大きく減少し、その一方で老年人口（65歳以上）の割合が伸びていくものと予測されており、人口減少及び少子高齢化が急激に進んでいくものと見込まれることから、人口減少に歯止めをかけるための対策は早急に取り組むべき大きな課題です。

一方で、生産年齢人口が年々減少していくことにより、市税収入が落ち込むものと見込まれ、市民の暮らしに必要な行政サービスにまで影響を及ぼしかねない状況です。

また、日本経済の景気は回復基調にあると言われているものの、地方への波及が遅く、依然として楽観視できない状況にあります。

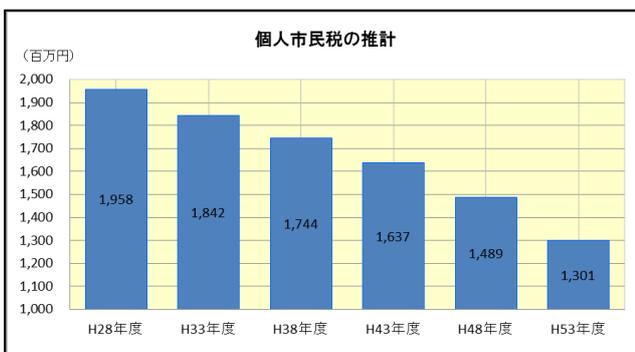
さらに、平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以降、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることを目的とした地方分権改革^{※9}が進められています。この改革により、地方公共団体への権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、国庫補助負担金、地方交付税等の財政上の措置の見直し等が進められており、地方自治体はこれまで以上に自己決定・自己責任による行政経営が求められることとなります。

【魚津市における人口の推計】



（出典：国立社会保障・人口問題研究所「市町村別将来推計人口」）

【市税収入（個人市民税）の推計】



＜個人市民税の推計＞

生産年齢人口の影響を受けやすい個人市民税について推計した。

個人市民税は、前年中の所得に応じて課税されることから、人口推計で示した各年の生産年齢人口に基づき、その翌年度の個人市民税を試算した。

3 さらなる行政改革の必要性

本市においては、平成8年度以降これまで絶え間なく行政改革を進めてきており、健全で効率的・効果的な行財政経営に加え、質の高い行政サービスを提供するため、成果を重視しつつ、市民の視点に立った行政経営に取り組んできました。

現在、本市では、人口減少に伴う市税収入の減少や、高齢化社会の進展による福祉・医療関係経費の増加、老朽化した公共施設の再編に伴う建替費用等の増加など様々な行政課題を抱えている一方で、社会情勢は刻々と変化し、市民の価値観も複雑化・多様化してきていることから、このような多様な行政需要への対応が求められています。

このような状況の中にあっては、市民の視点に立って市民が真に求めているものを的確に把握しながら、「人・モノ・予算・情報・時間」などの限られた資源を無駄なく最適に配分・活用し、効率的に事業を行うとともに、市民との協働による行政経営を一層推進していかなければなりません。

一方、これまでのような行政改革の取り組みだけでは今後の持続可能な財政運営は非常に厳しい状況であり、現状のまま推移すると、数年後には事業の急激な見直しや廃止など市民サービスへの大きな影響が危惧されます。

このようなことから、今後も引き続き市民に安定した行政サービスを提供し、魚津市の将来都市像である「心躍る うるおいの舞台 魚津市 笑顔で絆つなぐまち」を実現するためには、市民と行政がそれぞれの責任と役割を明確にしながら、連携・協力し合う体制づくりが急務です。そして、これまで以上に厳しい財政状況が見込まれる中で、自主的・自律的な行財政経営を確立するため、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を得られる「選択と集中」を行いながら、地方分権時代にふさわしいさらなる行政改革に取り組むこととします。

第2章 第5次行政改革大綱の位置付け

「魚津市第4次総合計画第9次基本計画」（平成23年度～平成27年度）は、総合的・体系的に本市の進むべき方向性を示す最上位の計画として位置付けているところですが、その総合計画における施策のひとつとして「計画的で効率的な行財政経営の推進」を掲げており、その中で行政改革を推進していくこととしています。

この施策を推進することにより、サービスの質に配慮した効率的で効果的な行財政経営を推進していくことを目標としています。

本市における将来都市像の実現のため、今後さらに行政改革の取組みを強力に推進していかねばなりません。

本大綱は、総合計画の着実な推進を図るため、市民と行政との協働を基本として、計画的に行政改革に取り組むための指針として位置付けるものです。

第3章 計画期間

本大綱の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間としますが、平成28年度から第4次総合計画の後期計画（第10次基本計画）がスタートすることから、その内容を踏まえ、必要に応じて改訂を行うこととします。

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第4次行政改革大綱				第5次行政改革大綱					
第9次基本計画					第10次基本計画				

第4章 基本方針と行政改革の具体的取組み

第5次魚津市行政改革大綱では、大綱の「基本方針」、基本方針を踏まえた改革の「重点項目」、重点項目を実現するための「取組項目」を体系付けて定め、行政改革を推進していくこととします。

1 基本方針

第5次行政改革大綱では、目指すべき本市の将来像を現実のものとするための行政改革の取組みとして、市民の視点に立った行政サービスの提供に努めるとともに、市民の満足度を踏まえた事務事業の見直しなど、これまで以上に成果を重視した行政経営の推進を図っていく必要があります。

また、今後、地方分権がさらに進んでいくなかで、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟に対応していくため、市民や地域の団体との協働・連携を強化するとともに、持続可能な行財政経営を目指し、スリムで効率的な体制を構築していく必要があります。

以上のことを踏まえ、次に掲げる2つの柱を基本方針として、行政改革に取り組みます。

① 市民とともに進める行政経営

市民の視点に立ち、市民ニーズを的確に把握しながら、市民にとって分かりやすく納得できる行政サービスを提供します。

また、市民と行政がお互いに協力し合いながら地域の活性化に向けて取り組む社会の実現を目指し、それぞれの責任と役割を明確にしなが、連携・協力し合う体制づくりを進めます。

② 健全で効率的・効果的な行財政経営

地方分権改革が進み、地方自治体はこれまで以上に自己決定・自己責任による行政経営が求められています。

このような中、社会情勢の急激な変化に適切に対応し、直面する多様な行政課題を解決していくことが求められていることから、行政評価システムの一層の充実を図り、「選択と集中」による事業の重点化や事務の効率化・スリム化など、今まで以上に成果を重視した改革を進めます。

さらに、職員一人ひとりが市民の期待に応えるべく、さらなる能力向上と意識改革を図るため、研修の充実を努めます。

2 重点項目と具体的取組み

第5次行政改革大綱では、基本方針を踏まえながら行政改革を推進していくため、5つの重点項目を定めることとします。また、それぞれの重点項目における具体的な取組みも併せて定めます。

① 行政サービスの向上

ア 市民の視点に立った行政サービスの提供

市民アンケートの結果などを踏まえながら、市民の視点に立ち、分かりやすく納得できる行政サービスの提供に努めます。

イ 市民との情報の共有

定期的な市民アンケートを実施し、市民ニーズの的確な把握に努めるとともに、パブリックコメント制度^{※10}の積極的な活用、タウンミーティングなど直接対話による意見集約に取り組みます。

また、市政情報を速やかに分かりやすく提供するよう努めるとともに、市民と行政がともに魚津市の現状を認識し課題を共有することにより、目指すべき魚津市の将来像をともに理解できるよう努めます。

② 市民との協働による行政の推進

ア 市民自治の推進

本市を取り巻く環境が急激に変化していく中、複雑化・多様化する市民ニーズに対して柔軟かつ適切な行政経営を続けていくには行政だけでは困難であることから、さらなる市民参加の促進を図り、市民との協働によるまちづくりを推進していきます。

イ 民間活力の積極的な活用

業務や公共施設の運営管理等について、多様な民間活力を積極的に活用することとし、民間手法を活かしたサービス水準の向上と行政コストの削減に努めます。

③ 自主的・自律的な財政運営の推進

ア 計画的な財政運営の推進

毎年度見直しを行っている「魚津市財政運営計画」に基づき、将来への財政負担を考慮した計画的な財政運営の推進を図るとともに、限りある財源を効果的かつ効率的に活用します。

イ 財源の安定的な確保

市税等の収納率が県内において低い水準となっていることから、滞納者対策の強化を図るなど、さらなる収納率の向上に取り組みます。

また、施設利用やサービス提供における利用者負担について、公平性確保の観点から、行政サービスにおける受益と負担の適正化を図ります。

ウ 公共施設の適切な管理

平成26年7月に策定した「魚津市公共施設再編方針」に基づき、着実に公共施設の見直しを進めるとともに、公共施設を一元的に管理しながら、中・長期的な修繕計画の策定に取り組みます。

④ 定員管理と資質の向上

ア 定員管理の適正化

平成22年9月に作成した「第4次魚津市定員管理計画」を見直し、新たに平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「第5次魚津市定員管理計画」に基づいて、適正な定員管理に努めます。

イ 人材の育成

地方分権の進展や社会情勢が急速に変化していく中、地域の課題や市民ニーズの変化に的確に対応するため、創意工夫しながら様々な課題の解決に積極的に取り組む職員の育成を進めます。

⑤ 行政経営システムの構築

ア 横断的な執行体制の実現

多様化・複雑化する課題に対して迅速かつ的確に対処するため、部局の枠組みにとられない柔軟でネットワークの良い執行体制の実現を目指します。

イ 効果的・効率的な行財政経営の推進

総合計画の進行管理、行政評価、予算編成のさらなる連携強化を目指し、行政評価システムを中心とした一元的な管理体制の整備を進めます。

【第5次行政改革大綱の体系】

第5次行政改革大綱		
基本方針	重点項目	取組項目
1 市民とともに進める行政経営	1 行政サービスの向上	ア 市民の視点に立った行政サービスの提供
		イ 市民との情報の共有
	2 市民との協働による行政の推進	ア 市民自治の推進
		イ 民間活力の積極的な活用
2 健全で効率的・効果的な行財政経営	3 自主的・自律的な財政運営の推進	ア 計画的な財政運営の推進
		イ 財源の安定的な確保
		ウ 公共施設の適切な管理
	4 定員管理と資質の向上	ア 定員管理の適正化
		イ 人材の育成
5 行政経営システムの構築	ア 横断的な執行体制の実現	
		イ 効果的・効率的な行財政経営の推進

第5章 行政改革の推進体制と進行管理

第5次行政改革大綱を推進していくにあたっては、副市長を会長とする「魚津市行政改革推進協議会」を中心に、民間有識者で構成される「魚津市行政改革推進委員会」から意見等をいただきながら、全庁的体制で行政改革に取り組んでいきます。

◆1 行政改革集中プラン

第5次行政改革大綱の基本方針や重点項目の内容を踏まえ、着実に行政改革を推進するため、平成27年度から平成31年度までを計画期間として作成する「魚津市行政改革集中プラン」において具体的な数値目標を設定することとし、毎年度その進捗状況を調査・点検していきます。

◆2 行政改革推進協議会

庁内組織である「魚津市行政改革推進協議会」において、毎年度、行政改革大綱及び行政改革集中プランの進捗状況を調査・点検し、改革目標達成に向けての進行管理を徹底します。

◆3 行政改革推進委員会

行政改革の進捗状況を、民間有識者10名以内の委員で構成される「魚津市行政改革推進委員会」に定期的に報告し、市民の立場からの行政改革に関する意見等を伺いながら、市政運営に反映させていくよう取り組みます。

◆4 情報公開

行政改革の進捗状況については、市広報やホームページ等を通じて広く市民への公表を積極的に行うとともに、市民ニーズ及び提案の把握に努め、行政改革における市民との協働と連携強化を図ります。

<参考：用語説明>

※1 指定管理者制度（P. 1）

平成15年6月の地方自治法改正により創設された、公の施設の管理運営に関する制度。これまでの公の施設の管理委託先は、市が出資する法人や公共的団体に限定されていたが、この制度により、民間事業者や特定非営利活動法人などの団体も含めて選考することが可能となった。

※2 アウトソーシング手法（P. 1）

これまで市が直営で実施してきた業務について、より効果的・効率的に行政サービスの提供や行財政運営を行っていくため、民間企業などの外部に知識や技術などの資源を求めること。主なものとして民営化、指定管理者制度、業務委託、PFIがある。

※3 フェイスブック（P. 2）

インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス（SNS）のひとつ。

※4 魚津市自治基本条例（P. 2）

まちづくりの基本理念や自治体運営の基本ルールを定める条例。平成23年9月に施行。

※5 魚津市市民参画・協働指針（P. 2）

魚津市自治基本条例に基づき、市民自治の確立を図るために、市民参画と協働によるまちづくりを進めるための基本的な考え方を示したもの。平成26年3月に策定。

※6 eI-TAX（地方税の電子申請）（P. 2）

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。

※7 総合計画（P. 4）

地方自治法第2条第4項の規定に基づいて作成する市政運営の基本となる計画。中・長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものであり、現在、魚津市では第4次魚津市総合計画第9次基本計画に基づき、市政運営が行われている。

※8 行政評価（P. 4）

一般的には、「行政活動を一定の基準・視点に従って評価し、その結果を改善に結び付ける手法」と定義されている。行政活動は、「政策－施策－事務事業」という3つの体系に分類され、政策に対する評価を「政策評価」、施策に対する評価を「施策評価」、事務事業に対する評価を「事務事業評価」と整理している。現在、魚津市では、施策評価と事務事業評価に取り組んでいる。

※9 地方分権改革（P. 5）

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化等が図られ、各地方公共団体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められることとなった。また、平成16年から平成18年までの三位一体改革では、国庫補助・負担金、地方交付税、国税から地方税への税源移譲を含めた税源配分の見直しが行われた。現在は、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するため、第4次一括法などによる所要の法令整備が進められている。

※10 パブリックコメント制度（P. 9）

重要な施策の立案・選択・実施をする場合や、各種基本計画及び条例を制定する場合に、素案の段階で広く市民に内容を公表し、意見公募を行うことにより、市政における公正の確保と透明性の向上及び市民参加の促進を図ることを目的とする制度。